平成２８年（フ）第３３２号
堺市美原区北余部西１丁目１番３―307号
債務者　船津壽惠子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
熊本市南区城南町さんさん２丁目16番地９、住民票上の住所熊本市東区新南部４丁目８番20号
債務者　岩村　　光
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
山形県鶴岡市ほなみ町11番27号　カンタービレ203号室
債務者　五十嵐和之
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第８３号
愛知県江南市赤童子町桜道169番地１　ザ・レジデンス桜道202号
債務者　久保川桃枝（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字犬堀174番地サンハイツ栄和　103号
債務者　門田みつ江
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２１号
愛知県稲沢市祖父江町山崎鶴塚329番地
債務者　筧　　美穂（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２９号
愛知県一宮市末広１丁目20番20号
債務者　齊藤　惠次
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９２号
愛知県岡崎市筒針町字元流145番地　東レ藤寮、前住所静岡県榛原郡吉田町川尻3054番地の61
債務者　八幡　秀徳
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
千葉県船橋市三咲２丁目10番７号　三咲グリーンハイツ203号
債務者　緑川　和男
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６９号
千葉市中央区松波２丁目21番６号　浮舟荘202号
債務者　石渡　丈人
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７２号
千葉県市原市辰巳台東５丁目11番地１武蔵屋ハイツ223号
債務者　原　　伊功
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８９号
千葉市若葉区西都賀３丁目３番20号都賀ビル302号
債務者　影山　英治
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９８号
千葉県市川市本北方１丁目14番８号　（メゾンド・ベル201）
債務者　山北　歩美
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４００号
千葉県市川市稲越町69番地５　（シャンブルクレールⅠ―101号）
債務者　稲葉美佐子
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０１号
千葉市緑区あすみが丘４丁目14番地３　ハイツ石喜Ｂ棟201号
債務者　浅岡　雅代
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０６号
千葉県市原市惣社１丁目２番地14　ウイングハイツ201号
債務者　柳堀　洋司
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係